

(審査案件第80号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った「〇〇に伴う河川一時占用について」の一部公開決定は妥当ではなく、非公開とした部分のうち、事業計画書の「7 仮締切検討書」の表題部分及び「3-5仮締め切りの水位検討」部分を公開すべきである。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成22年(2010年)11月25日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、「〇〇工事(以下「本件工事」という。)に関して、『変更施工計画書(工程表を含む)』、『工事協議書』、『国土交通省との河川協議内容の書類のすべて(工事契約締結後)』及び『工程を変えることになったことが分かるすべての書類』について公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成22年12月9日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対して、公文書一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成22年12月17日、異議申立人は、本件決定のうち、別表「公文書の名称」欄記載の公文書(以下「本件公文書」という。)について、本件条例第7条第3号に該当することを理由に非公開とした本件工事における瀬替工に関する記載部分(以下「本件瀬替工部分」という。)すべての公開を求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「理由説明書に対する反論意見」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 技術提案の入札は、特殊なそれぞれの法人のオリジナルを出しているため非公開というのは当然分かる。ただし、工事現場については、すべてを囲って見られなくすることはできず、実際現場を見ることができる。
- 2 瀬替工に関しては、本件工事の受注者（以下「本件受注者」という。）の技術提案ではないので、本件瀬替工部分すべての公開を求める。
- 3 本件受注者の技術提案が現在の施工と同じとするならば、県の標準工法と異なり、グレードダウンの提案になり、国土交通省〇〇河川事務所（以下「本件河川事務所」という。）の許可が得られるのか分からない中提案するので、仮設図、土量の計算根拠、設計書の数量変更を確実にするはずである。施工方法は、県の標準工法とほぼ同じであり、大きく変えたのは瀬替えのほうであるにもかかわらず、工事数量を当初設計と同じ値に間違えることがあるだろうか。技術提案で提出した工程表の数量を変えて施工計画にするはずがない。よって瀬替工の変更は、本件受注者の技術提案ではない。
- 4 本件受注者の提案に対して、本件河川事務所から締切による河川内の改変面積をできるだけ少なくするよう指示があった。本件受注者の技術提案は本件河川事務所によって否定されたのである。本来であるならば県が工法、締切の形等を指定すべきであるが、本件受注者が標準工法として積算できるものを再度提案したわけである。この段階で本件受注者の技術提案ではない。
- 5 本件受注者の工法が特殊工法であり、公開できないレベルのものであるならば、再度審査ができない以上、県が指定した工法で施工すべきである。だから最低でも、締切図、変更に至った経緯、変更設計書は公開すべきである。
- 6 一般的な公共事業では、施工計画、工事の進め方、時には工法の変更等、法人のノウハウが数多く含まれる。しかし、公共事業の透明性を図るため、受注者は工事金を受け取るため、市民に対し公開となるのが当たり前である。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 本件工事における入札は技術提案付き受注希望型競争入札であるので、本件工事に関する施工方法や内容等は入札参加者から提案されている。その内容には、本件工事を実施するために必要な仮設工法も含まれている。この仮設工には、瀬替工も含まれる。
- 2 瀬替工とは、川の流れの瀬を替え施工箇所に水の浸入を防ぐための締切を作るもので、直接工事の目的物ではないものの、工事の施工に必要な環境を整えるための工事である。本件工事の施工方法は、この仮設工を含め一体として、限られた工期内に確実に本件工事を完了させるように、本件受注者が独自のノウハウを駆使して提案しているものである。
- 3 本件工事の契約締結後に、本件工事の発注者である〇〇建設事務所（以下「本件発注機関」という。）、本件受注者及び本件河川事務所との打合せの中で「締切による河川内の改変面積を少なくする」という本件河川事務所の指示により、河川の一時占用許可が得られる見込みのある瀬替工についての施工方法（以下「本件施工方法」という。）を本件受注者が独自に提案し作成したものである。
- 4 限られた工期内に本件工事を完了させるため、掘削した土の置き場や取り壊した撤去部材の搬出作業のスペースなど、必要不可欠なエリアを確保しつつ、改変面積を極力抑えることが求められており、提案された本件施工方法は本件受注者が持つノウハウを最大限活用し考え出された工法である。
- 5 本件公文書のうち、本件瀬替工部分は、「〇〇に伴う河川一時占用について」（以下「本件公文書A」という。）の河川一時占用許可申請書に添付されている、本件受注者から提出された事業計画書の「5 緊急時の体制及び対応」の「河川の増水対策」及び「濁水対策」の部分並びに「7 仮締切検討書」のすべてであり、「許可書」（以下「本件公文書B」という。）には本件瀬替工部分は含まれていない。
- 6 事業計画書の「5 緊急時の体制及び対応」の本件瀬替工部分には、本件施工方法が具体的に図で示されており、本件施工方法は、本件河川事務所及び本件発注機関が工法を示さずに、本件受注者が自ら提案したものであるため、法人の技術等のノウハ

ウに関する情報に該当する。

- 7 事業計画書の「7 仮締切検討書」には瀬追・仮締切計画図や堤の構造、水位検討計算書が具体的に示されており、これらの事項は法人の技術等のノウハウに関する情報に該当する。これは、河川一時占用許可の判断に重要な技術資料となるものであり、検討内容をはじめ、引用データも検討資料と一体不可分のものであり、出典をどこから行うかも含め、本件受注者のノウハウと判断する。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、本件条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として本件条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書について

当審査会で本件公文書を見分したところ、本件公文書Aは、本件発注機関が国土交通省〇〇地方整備局長に提出した本件工事に係る河川の一時占用許可申請（以下「本件許可申請」という。）の起案文書であり、起案用紙、一時占用許可申請書及び事業計画書で構成されている。起案用紙及び一時占用許可申請書は全部公開されていたが、事業計画書は「目次」以下の58枚中、35枚が全部非公開、5枚が一部非公開とされていた。瀬替工についての異議申立人及び本件実施機関双方の主張を踏まえ、当該40枚について確認したところ、全部非公開とされた35枚のうち、「5 緊急時の体制及び対応」の「河川の増水対策」及び「濁水対策」の1枚並びに「7 仮締切検討書」の14枚すべてが本件瀬替工部分である。

また、本件公文書Bは、本件許可申請に対してなされた許可に係る文書であるが、同様に確認したところ、本件実施機関が主張するとおり、非公開とした平面図及び吊足場計画図には本件瀬替工部分は含まれていない。

3 本件非公開部分について

本件実施機関は、本件公文書Aの本件瀬替工部分（以下「本件非公開部分」とい

う。)について、本件条例第7条第3号に該当することを理由に非公開としているので、その妥当性について以下検討する。

(1) 本件条例第7条第3号について

本件条例第7条第3号では、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「法人不利益情報」という。）は非公開とする旨を規定している。「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等の法人の事業運営上の地位が広く含まれるものであり、「害すると認められる」かどうかの判断に当たっては、本号に該当する様々な権利利益の内容、性質等に応じ、法人と行政との関係等も十分考慮して適正に判断する必要がある。したがって、法人不利益情報に該当するか否かは、法人に関する情報の内容に即して、個別具体的に判断されるべきである。

なお、法人不利益情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、本号ただし書の規定により公開されるものである。

(2) 本件条例第7条第3号該当性について

本件非公開部分は、株式会社である本件受注者が提出した本件工事の事業計画書（以下「本件事業計画書」という。）の一部であるので、本号で規定する法人に関する情報に該当することは明らかである。

本件工事における入札は技術提案付き受注希望型競争入札であり、本件施工方法が本件受注者から提案された工法であるとすれば、本件非公開部分には本件受注者のノウハウが含まれる蓋然性が高いといえる。一方、本件発注機関から指定された工法であれば、法人不利益情報に該当するとは考え難い。こうした観点に留意しながら、本件非公開部分が本号の法人不利益情報に該当するか否かについて、順次、個別具体的に検討していくこととする。

まず、本件非公開部分15枚が本件受注者によって作成されたものであるかを本件実施機関に確認したところ、本件非公開部分である「7仮締切検討書」のうち、「3-5仮締め切りの水位検討」の8枚は、本件発注機関によって平成20年度に行われた設計業務委託の成果品の一部の写しであり、本件受注者に提供され仮締切の水位検討に用いられたため、本件事業計画書に添付されたものであった。本件発注機関から提供された情報が法人不利益情報に当たらないことは明らかであり、よって、「7仮締切検討書」の「3-5仮締め切りの水位検討」の8枚は本号には該当しないと認められる。

次に、本件非公開部分のうち、本件受注者が自ら作成した残り7枚は、「5緊急時の体制及び対応」の「河川の増水対策」及び「濁水対策」の1枚及び「7仮

締切検討書」の「瀬替工濁水軽減計画図」の1枚の合計2枚（以下「増水対策部分」という。）並びに「7仮締切検討書」の流下能力検討に係る算定式等の4枚（以下「仮締切算定部分」という。）並びに「7仮締切検討書」の表題部分の1枚に大別される。

本件実施機関は、本件非公開部分が本件受注者の技術等のノウハウに関する情報に当たると主張するので、増水対策部分及び仮締切算定部分に記載されているノウハウの具体的な内容について、本件実施機関からの聴取に基づいて確認、検討を行った。聴取において、増水対策部分には、出水・河川環境への配慮に対する他社にない本件受注者独自の技術の提案が示されており、また、仮締切算定部分には、流下能力の算定に基づき検討された堤の構造等が記載されているなど、当該部分の内容に即した本件実施機関の具体的な主張があった。この主張を踏まえて、本件工事の入札公告等で示された条件等と、増水対策部分及び仮締切算定部分の記述や図面の内容とを比較すると、当該部分には、本件受注者が本件発注機関から提案を求められた事項について記載されており、本件施工方法の説明文や図面は、具体的な内容であることが認められた。また、その内容は本件工事の現場で目視により得られたであろうものに比べ、より詳細なものであった。これらを総合的に判断すると、当該部分は、本件受注者が独自に提案したものであり、本件受注者のノウハウに当たるとの本件実施機関の主張は首肯できるので、増水対策部分及び仮締切算定部分を公開することにより、本件受注者の正当な利益を害すると認めることが相当である。

したがって、増水対策部分及び仮締切算定部分は、本号で規定する法人不利益情報に該当し、また、本号ただし書に該当しないことは明らかであるから、非公開とすべき情報であると認められる。

4 本件決定の妥当性について

前記3で検討したとおり、本件公文書Aの本件非公開部分のうち、「7仮締切検討書」の「3-5仮締め切りの水位検討」の8枚は、本件条例第7条第3号には該当しないと認められる。当該8枚は、本件条例第8条第1項の部分公開の規定に照らせば、「7仮締切検討書」の非公開とすべき情報である仮締切算定部分の4枚及び「瀬替工濁水軽減計画図」の1枚と容易に区別できると認められるので、公開すべきである。

また、「7仮締切検討書」の表題部分の1枚には有意の情報は記録されていないが、同様に容易に区別できると認められるので、公開すべきである。

5 その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成23年（2011年）	1月14日	諮問
	2月3日	審議
	3月16日	「理由説明書」受領
	3月23日	審議
	4月25日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	5月16日	「理由説明書に対する反論意見」受領
	6月6日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	7月25日	審議
	10月19日	審議
	12月19日	審議

(別表)

記号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
A	〇〇に伴う河川一時占用について	<p>工事概要の工事内容のうち施工方法の記載がされている部分</p> <p>工事概要の仮設内容が記載されている部分</p> <p>施工方法に関する部分</p>	<p>長野県情報公開条例第7条第3号該当</p> <p>左記情報については、法人の技術等のノウハウに関する情報であるので、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		<p>緊急時の体制及び対応のうち、作業現場管理者の電話番号が記載されている部分</p> <p>緊急連絡・報告のうち、連絡先氏名及び電話番号が記載されている部分</p> <p>設計会社の担当者氏名</p>	<p>長野県情報公開条例第7条第2号該当</p> <p>左記情報は個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
B	許可書	平面図及び吊足場計画図	<p>長野県情報公開条例第7条第3号該当</p> <p>平面図及び吊足場計画図は、法人の技術等のノウハウに関する情報であるので、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>